平成２７年（フ）第１７５号
函館市西旭岡町１丁目30番地４
債務者　吉田　宣子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第４２号
島根県出雲市万田町591番地１
債務者　かつ屋こと　松田美代枝
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第５１号
島根県出雲市塩冶原町１丁目５番57号
債務者　加藤　幸枝
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第５２号
島根県大田市久手町波根西344番地12
債務者　松本めぐみ
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１６７号
愛知県豊田市西岡町星ケ丘200番地　高岡和風寮4404号、前住所神奈川県横浜市神奈川区六角橋１丁目29番12号　オクト102号
債務者　尾形　昭人
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第６号
北海道天塩郡豊富町字豊富大通１丁目
債務者　山形　雅弘
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２７年（フ）第７２号
岡山県笠岡市一番町３番地10
債務者　髙橋　秀夫
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
岡山県倉敷市連島中央２丁目１番８－３号
債務者　青木　健浩
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
岡山県倉敷市広江２丁目５番51－７号　パピーロジュマン201
債務者　山﨑佳代子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
岡山県浅口市鴨方町六条院中2065番地　コーポコスモタウン102
債務者　薬本　朋之
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
岡山県倉敷市東塚４丁目12番31号　ふぁみーるみやけ102
債務者　﨑山　正成
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
岡山県倉敷市玉島柏島5446番地５　31号
債務者　瀧下　幸惠
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
広島県三次市南畑敷町700番地２応谷アパート２号
債務者　井上　辰二
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第８５４号
札幌市白石区北郷４条14丁目１番26号
債務者　前波　佑輔
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９０７号
札幌市白石区栄通20丁目１番23号　メープルハウス201号
債務者　竹内　洋子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９４２号
札幌市西区発寒11条３丁目３番１号　マンション若葉２号
債務者　三上　弘光
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９４４号
北海道千歳市北斗１丁目21番10号　阿部幸蔵方
債務者　門馬　　蘭（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部